

「第三四八回議会」平成二十六年六月二十四日 本会議一般質問

【質問要旨】

・宮城県防災拠点整備事業について
・沿岸無線局の統廃合について
・被災地の土地かさ上げ事業について

(一般質問) 畠山和純

私たちの暮らす地域社会では、著しい人口減少が最も深刻な社会現象となっており、厳しい状況のもとでは、地域振興策も活性化も極めて限られた政策の中で考えなくてはなりません。状況は深刻であります。そんな中で、今回、紆余曲折はありましたが、県北部への医学部構想が打ち出されました。この構想は、地域医療の面だけではなく、過疎に悩む地域社会の将来に明るい一灯をとすものであります。地方に特段の配慮を示した村井知事の英断に高く評価をして敬意を表したいと存じます。万難を排して何としても実現をしていただきたいと存じます。

しかし、この政策は大いに評価できますが、きょうの質問の中心となる防災拠点構想は、医学部構想とは対極にある仙台一極集中の施設の建設で、しかも膨大な事業費が必要となります。残念ながら、こちらの政策は全く評価できないのであります。

ことし三月二十八日、宮城県と日本貨物鉄道は、仙台貨物ターミナル駅移転事業の推進のために基本合意書を取り交わしました。このことは二カ月半たった今、議会冒頭の知事説明で初めて議会に説明、報告がありました。しかし、内容はいまだ明らかではありません。県政の重要施策と知事は強調しますが、合意以来、所管委員会も臨時議会も開催されているのに、議会に対しての速やかな状況の説明がありませんでした。この事業は、二月議会において、四億円の調査費を審議する過程でまだまだ議論の余地があると附帯意見を付して議決した経緯があり、極めて関心の高い事業であります。また、宮城県では、私たち議員は、重要な施策を新聞報道で知ることが多いのであります。極めて遺憾な状況です。知事の議会に対する速やかな情報の提供についての考え方を改めて伺います。

ひそかに手に入れた合意文書では、移転先候補地は年度内に決定すると記されています。合意文書の取り交わしは二十八日であります。二十九、三十は土曜日、日曜日であります。年度末三十一日、たった一日で候補地を

決定することになっていきます。県立医学部の三日間よりも、もっと短い、年度末のたった一日での作業でありませぬ。宮城県はこの政治手法は特筆されることになりました。移転先は合意の前に決まっていたとしか考えられませぬ。一体いつ、どこに決まったのか、経過を明らかにしてください。

土地で百二十億、移転補償費百五十億の事業費が予定されていますが、現在のその見通しについてお示しく下さい。

土地取得だけに総額二百七十億の公費が投じられます。なぜこんなに巨額なお金を使わなければならないか、素朴な疑問であります。JR貨物は、現在の土地利用が非効率的で、かねてより処分する予定であったと聞き及んでいます。果たしてそうだったのでしょうか。いかがでしょうか。予定どおり事業が進むと、移転先のあつせんや調整、営業費の補てんなど、移転補償は至れり尽くせりであります。JR貨物にとっては極めて有利な条件で移転できるのであります。

また、合意書には、宮城県は、議会の議決を経て仙台貨物ターミナル駅の敷地を土地収用対象事業として取得し、広域防災拠点を整備すると記されていますが、いつの議会に提案の予定か、お示しく下さい。

被災地で今なお住まいの確保に四苦八苦している大勢の県民がいます。民間の立ち退きに伴う移転補償とは全く比較できないほど有利な仕組みが、この復興のさなかに適用されます。背景にある被災地の状況についてはどう考えますか、知事に伺います。

更に、二月議会総括質疑で、財政負担を心配する佐々木議員の質疑に対して、知事は、すべて一般財源ではなく、国の補助もありますと、全く意に介しておりませんでした。宮城県は厳しい財政状況下にあると常日ごろ強調している姿とは、ほど遠いのであります。

県は、広域防災拠点の整備については、震災直後から、国に対する重要な要望事項として要望活動を続けてきました。具体的には平成二十三年四月二十八日、広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして、現地の司令塔となる中核的な広域防災拠点の整備の要望を提出しています。最も適地として県が国に要望した防災拠点は、三本木を中心とする大崎市ではなかったでしょうか。実現に向けての検討を要望していますが、この候補地は、平成二十一年、宮城県沖地震などに備えるために、国土形成計画東北圏広域地方計画協議会取り組み推進プロジェクトチームが選定したものであります。ちなみに、物資中継地点には利府が選定されております。何度も繰り返し要望されたその要望から一年五カ月ほど経過した二十四年九

月に、知事は、事務方に、貨物駅用地の購入についての検討を指示しております。震災復興計画二十四年改訂版で初めて宮城野原の地名が記載されてきます。適地とされた三本木ではなぜだめだったのか。なぜ二百七十億円の新たな土地の購入が必要になったのか、伺います。

そもそもこの土地は、JR貨物がぜひ買ってくれと申し出たのか、それとも、県がぜひ売ってくれと頼んだのか。この土地が防災拠点の候補地に至る経過を明らかにしてください。

二月議会に防災拠点整備事業に一千五百万円の調査費を計上した岩手県は、計画の目的及び整備に当たっての基本方針について、拠点構想の具体化を図るため、早期の防災体制の確立の必要性や必要最小限のコストで実現可能であることを踏まえ、整備に当たっては、県内にある既存施設の活用を前提とし、当該施設に広域防災拠点を配備する分散型を基本とするものと定めました。新たな土地の購入費はゼロであります。施設整備としては、衛星携帯電話の購入と備蓄物資の購入で、年間一千二百から千五百万円が五年間投下されます。宮城県の整備計画には、財政や既存施設の効果的な活用などの視点からの考え方は一切示されておりません。宮城野原防災拠点整備計画ありきでスタートしております。宮城県の毎年度の支出は、施設管理費およそ一千八百万、補修は十年ごとに一億五千万円、一般財源の持ち出し分百二十から百四十億円と推計されております。数百年に一度、いつ来るかわからない災害に備える荷さばき場まで新設されます。拠点の機能は、支援部隊のベースキャンプ、現場活動支援機能、災害医療機能、広域医療搬送機能、平常時の物資などの備蓄、支援物資の受け入れ、分配、ヘリコプター基地、展開機能、情報収集伝達など、これは両県全く同じであります。いずれのどちらの施設であつても、同じような機能が發揮されるのであります。財政負担のある計画、全く財政負担のかからない計画、どちらが賢いやり方でありましょうか。県民はどちらを選択すると考えますか。この違いについてとあわせお答えをください。

両県の基本計画にはもう一つ大きな違いがあります。それは拠点候補地の選定方法です。宮城県は、中核施設として宮城野原が前提となって計画が進んでまいりました。地域の後方支援拠点として候補に挙がっている長沼フットピア公園や新世紀公園なども、その選定の理由は高速道路からの到達時間であり、非常時に適切に適用される環境にあるか、地域の既存施設との連携や人材の集散など、多くの課題についての検証は全くありません。報告書は、ただただ宮城野原の優位性が記述されているだけで、最も大切な市町村との連携については、それぞれの防災計画ができてからと先送りされています。

一方、岩手県は、防災拠点施設の選定に当たっては、県内六十九カ所の施設、場所について、それぞれの特性、優劣を項目ごとに評価して検証をしています。その上で一次選定を行い、十四エリアを定め、更に、被災地への近接性、広域支援拠点との連携、内陸部と沿岸部との中間エリア、付与可能な権能の状況について総合的に評価、最終的に広域指定拠点として、盛岡・花巻エリア、これらは十二施設であります。後方支援拠点として、県北部、二戸エリア、葛巻エリア、県南部として、遠野エリア、北上エリアが選定されました。拠点整備の基準理由が具体的に明らかであります。知事は、この手法の違いをどう評価しますか。

私は、震災以前から、岩手県行政の市町村と地域住民への説明責任の果たし方と地域の自主性を尊重した地方行政のあり方に見るべきものと指摘してまいりました。このことは、多くの復興事業で際立ってきております。残念ながら、宮城県の上意下達の行政手法は、一向に改まりません。執行部にそういった意識が希薄なことが原因だと思えますが、知事はどう考えますか。何も改善の必要はないと考えているのか、伺います。

県基本構想・計画では、この事業の基本的な位置づけを市町村の防災活動の円滑な実施を強力に支援するための拠点、効率的な連携を体制の構築を図ると、市町村との関係が最も重要と位置づけております。しかし、構想を具体化していく過程で必ずしも市町村の意見が十分に反映しているとは思えません。市町村関係者との十分な話し合いがあったとも思えません。構想委員会のメンバーは、有識者三名、仙台市消防が一名、自衛隊から一名で、構想段階では市町村の関係者はいません。理由をお示しください。

市町からは、構想策定段階で三回意見の聴取をメールで行っています。どのぐらいの反応があって、どんな意見が寄せられたのでしょうか。

報告書は、更に、県は今後宮城県防災拠点の進捗度合いを踏まえ、市町村の地域防災計画等との整合性や市町村との効果的連携体制の構築を図ると、連携への具体的な取り組みの検討は先送りをしております。先送りしているにもかかわらず、全体事業は適切と判断しております。具体的な取り組みも示さずに、なぜこの事業が適切と判断されるのか、理解に苦しみます。見解をお示しください。

貨物ターミナルの土地取得についての意見も求めておりません。拠点はここですと決めて、それから、さあ、どうですかと問いかける。これは上位下達です。恐らく意見の出しようがないのだと思われませんが、いかがでしょうか。

昨年十二月、宮城野原広域防災拠点事業の評価を判断するために、宮城野原公園拡張計画策定に伴う費用効果

を分析した報告書が提出されました。調査は、広域防災拠点、宮城野原公園の拡張によって整備され、通常時は広域公園として利用されることから、大規模公園事業として費用対効果が分析されています。その結果、事業評価の六、社会情勢から見て効果があるかどうか、九、事業の経費が適切であるかどうかを検討された結果、費用便益比は一・七二八となりました。事業は適切であると判断されたのであります。防災拠点整備は、県内すべての地域を包括した計画であります。費用対効果の調査範囲は、公園を中心にして二十五キロの範囲、十五市町を対象として行われました。これでは事業費の及ぶすべての範囲への影響や効果がわかりません。なぜ、全市町が対象ではないのでしょうか。災害対応の施設であるのに、災害時の広域防災拠点としての便益は算出されておらず、報告書では加味していない便益も生ずるとしているが、具体性に欠けます。事業評価を大きく左右する部分と思われまます。数量的な数値を含め説明を求めます。

便益比算出の要因として、報告書は、背後圏に百万人都市の仙台市を有することが大きいと付しています。直接利用による利用価値余剰消費は、仙台市が八〇%を占め、間接的利用の価値の便益比も仙台が七〇%前後で、環境・防災などの事業の便益はほとんど仙台市に集中しております。まさに仙台市の公園事業であると考えますが、いかがでしょうか。それにもかかわらず、事業費の仙台市の負担などについての話し合いがなかったのでしょうか。事業費、管理費など、県が単独で負担する方針は既に決定事項なのか、決定事項であれば、いつ、どの場面で決めたのか、伺います。

大綱二点目に移ります。沿岸無線局の統廃合について伺います。

震災前の宮城県の無線設備を搭載した小型漁船はおよそ七百隻、現在は約四百隻が復活しております。海とのかをつなぎ、沿岸漁船漁業の振興と安全操業、航行に大きく貢献してきたのが、県内に十一ある沿岸無線局であります。東日本大震災では、唐桑無線局を除くすべての無線局が被災し、震災時機能しませんでした。唯一残った唐桑無線局は、携帯電話不通時も自家発電で無線通信を行い、沖合に避難した船と連絡できる唯一の通信手段として、船舶の安全な避難に大きな貢献がありました。この無線局は、昭和三十六年、地元漁業者によって設立された唐桑漁業無線組合によって運営され、半世紀にわたって、近海で操業する船舶と交信を行ってきました。近年、衛星携帯電話の普及などで無線通信の需要が減り、組合員の減少により無線局の維持が厳しくなってきました。しかし、去る六月二日、電波の日にちなんだ総務省東北総局の表彰式で、唐桑無線局は、県内すべての無線局が被災する中、漁業者の安全確保に貢献したことが評価され、局長表彰を受賞しました。このことによ

って、災害時、緊急時の無線通信の重要性が再認識されました。くしくも、それから数日後の六月六日、昨年来検討されてきた県内無線局の統廃合の最終案が関係者に説明されました。それは、県内十一の無線局を、亘理、表浜、志津川の三局に集約し、運営は県漁協が行うというものでありました。震災で唯一残り、無線業務でも大きな貢献があった唐桑無線局の廃止には所属船から存続を望む声がありました。が、財政上の理由で存続は困難との見解が示されました。最も安全な場所にあり、機能も最もすぐれている無線局の廃止は納得できません。知事の見解を求めます。

志津川局がキー局になる予定ですが、災害時や海難事故などの緊急時の対応が十分な体制であるとは言えません。唐桑無線局の局員は、それぞれが漁船の通信士として豊富な乗船履歴と経験を積み重ねたプロの通信士であります。ネックになっている必要な運営費は年間数百万円と聞いております。この局は、県内四百四十隻の船舶を守るだけではなく、沿岸の海難事故にも対応できる、いわば海の防災拠点であります。唐桑無線局が廃止になりますと、県内随一の気仙沼漁港・年間数万隻とも言われる入出港があります、ここに海とおかをつなぐ無線局がなくなってしまうのであります。

県は、宮城野原防災拠点整備に三百億円を惜しみなく投資する予定であります。海への対応はどうなっているのでしょうか。県全域の海上をカバーする無線局の再配備に県の財政的支援は一切ありません。海の安心安全対策として、唐桑漁業無線局の存続のための県の財政支援を求めますが、いかがでしょうか。

関連自治体からは、ある程度の財政支援は検討したいとの考えが示されています。県、県漁協、関係市町、業界で再度検討することを求めますが、いかがでしょうか。知事の見解を求めます。

最後に、被災地土地のかさ上げについて伺います。

沿岸被災地では、高い堤防の背後や周辺で、土地のかさ上げの制度を活用できない地域が存在します。利用目的のない土地は私有財産の形成につながると、かさ上げはできません。その結果、大きな地ができたりして、地域の様相が一変します。沿岸のある地域では、こうした課題を解消する苦肉の策として、残土処理のストックヤードを活用する盛り土事業が計画されております。この事業が計画されることによって、既に商店を再開して営業していた住民が現地の立ち退きを余儀なくされております。別の場所に移転する費用は、既にグループ事業を利用してあるので、自己資金で賄うことになりません。自己都合ではないのに、公共事業ではないので補償はありません。市では商店再開の独自支援の補助事業を認めています。県は、既にグループ事業を利用して

店再開の補助事業は利用できないのであります。そもそもこのかさ上げは堤防の建設に伴って必要になったもので、県の計画が先行したまちづくり事業の一環で行われます。事業主体ごとに対応するのではなく、全体で総合的に判断すべき事例であります。公共事業として取り扱えないのか、グループ補助事業や県単独の商業機能回復の補助金、こういった補助事業の弾力的な利用はできないのか。土地の有効利用の観点からも、土地のかさ上げ事業について、国、市町と対策について一層検討する必要があると考えますが、知事の見解をお示しく下さい。

以上で、壇上からの質問を終わります。
御清聴ありがとうございます。

〔答弁〕 村井嘉浩知事

畠山和純議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、宮城県防災拠点整備事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、広域防災拠点を三本木地区で整備しない理由と、新たな土地の購入が必要になった理由についてのお尋ねにお答えをいたします。

大崎市三本木地区につきましては、東北エリア全体をカバーし、発災後直ちに国の現地災害対策本部が設置される中核的広域防災拠点の候補地として位置づけられたものであります。一方、県の広域防災拠点は、県内をカバーし、中核的広域防災拠点と連携するものとして位置づけ、その場所については、自衛隊や既存医療施設と密接に連携した救助活動や、既存の交通体系を活用した救援物資等の輸送、更には災害対応に必要な広大なスペースの確保などが可能である宮城野原地区を選定し、新たに取得することとしたものであります。事業費につきましては、現在のところ、最大で約三百億円を見込んでおりますが、可能な限りコスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、仙台貨物ターミナル駅用地が防災拠点の候補地となった経過についての御質問にお答えをいたします。

宮城野原地区に広域防災拠点を整備することにつきましては、県と、近隣に広域避難場所を有する仙台市、病院の建てかえを計画している仙台医療センター、更には、過去に貨物ターミナル駅の移転を検討したことがあるJR貨物、これらの四者間で、昨年一月に広域防災拠点の整備に向けた検討を行っていくことについて協議したところ、基本的合意が得られたことから、検討が始まったものであります。

次に、岩手県との整備計画の違いについての御質問にお答えいたします。

岩手県におきましては、広い県土を有するという地理的な特性や、東日本大震災の際に、内陸部の四つの市を拠点として沿岸被災市町村への後方支援活動を行った実績などを踏まえ、分散型の広域防災拠点を選択されたものと受けとめております。一方、宮城県におきましては、災害時には、グランディ 21を広域拠点として、各市町の公園等を地域拠点として対応しましたが、その対応能力や広域的な連携の面でさまざまな課題が生じたところであります。このため、こうした東日本大震災の教訓や、我が県の地域特性を踏まえ、大規模災害に効果的に対応するためには、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を宮城野原地区に整備することとしたものであります。

次に、県民がどちらを選択すると考えているのかとの御質問にお答えをいたします。

広域防災拠点は、大規模災害時に迅速かつ的確に災害救助活動等を実施し、県民を大規模な災害から守るための将来への備えであり、今後とも県民の皆様の理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に説明してまいります。

次に、岩手県との手法の違いについての御質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、岩手県におきましては、広い県土という地理的特性や東日本大震災の際の実績などを踏まえ、分散型の広域防災拠点を選択したものであり、宮城県におきましても、東日本大震災の教訓や地域特性を踏まえ、広域防災拠点を宮城野原地区に整備することとしたものであります。これは各県の実情に応じて選定されたものであると認識をしております。

次に、地域住民への説明責任の果たし方と地域の自主性を尊重した地方行政のあり方についての御質問にお答えをいたします。

広域防災拠点の基本構想については、有識者会議での議論やパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて取りまとめたものであり、県が一方的に進めているものではないと認識をしております。広域防災拠点は、各圏域をカバーする地域防災拠点等と相互に補完連携しながら、迅速かつ円滑な防災活動を支援することとしていることから、これまでと同様に、引き続き、市町村の意見を十分に伺いながら、広域防災拠点整備事業を推進してまいります。

次に、県の基本構想・計画の策定時における市町村からの意見聴取についての御質問にお答えをいたします。

平成二十五年六月に検討を開始した宮城県広域防災拠点基本構想・計画の策定に当たっては、さまざまな機会をとらえて、各市町村に対し情報を提供し、広く意見を伺っており、地域防災拠点のあり方や、平常時における防災教育の実効性の確保などに関して、三つの市町から延べ十八件の意見などをいただきました。今後とも、広域防災拠点の整備に当たっては、これらの意見を十分に踏まえて、市町村と緊密な連携を図り、理解と協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。 私からは、以上でございます。

(答弁) 農林水産部長 (吉田祐幸)

大綱二点目、沿岸無線局の統廃合についての御質問にお答えいたします。 今回の震災において唯一被災を免れた唐桑無線局が的確な情報を提供し避難船舶の安全確保に大きく貢献されたことは、十分認識しております。 一方、沿岸無線局の再編に当たっては、昨年度から東北総合通信局や、県、宮城県漁協、唐桑無線漁協など、沿岸無線局の関係者により検討が進められてきました。 その結果、ことし三月末に十一無線局を三局に統廃合し、県内全域を網羅する効果的な通信体制を再構築することが決定されました。 これを受け、現在、県漁協が中心となり、具体的な整備計画についての検討を進めております。 その中で、非常時の対応についても議論されており、津波による被害に備え、沿岸部の送受信施設以外でも無線業務が補完できるシステムを構築することとしております。 財政的な支援については、施設整備に係る総務省事業の活用を検討しておりますが、無線局の広域的な再編が進められている中、地域に限定した支援は難しいと考えております。

今後とも、沿岸無線局の再編に当たっては、安全性の確保や無線エリアの範囲など、無線関係者や漁業者の意見を十分踏まえたものとなるよう対応してまいります。

私からは、以上でございます。